

裁判官の旧姓使用について

裁判官は、本人からの申出があれば、旧姓使用により事務処理上の支障が生じる一定の文書を除き、裁判関係文書及び司法行政文書について旧姓使用が認められる（平成29年7月3日付け事務総長通達「裁判所職員の旧姓使用について」）。

（旧姓使用が認められない文書等）

- 人事記録及び裁判官の履歴書
- 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書
- 共済組合に関する文書
- 財形貯蓄に関する文書
- 災害補償に関する文書
- 裁判官の任免、指名、補職、報酬及び外部機関への派遣に関する文書（報酬の支給に関する文書を除く。）
- 裁判所に設置する委員会の委員の発令に関する文書（裁判官に対するものに限る。）
- 簡易裁判所判事の選考に関する文書
- 旧姓使用により外部機関等との関係で生じる円滑な事務の遂行に対する支障その他の事務処理上の支障が生じる文書
- 税務及び個人番号に関する文書
- 宿舍貸与申請に関する文書
- 児童手当に関する文書
- 確定拠出年金に関する文書
- 栄典に関する文書